令和3年度 第2回 稲美町地域公共交通活性化協議会 書面協議の意見まとめ

協議結果 (意見まとめ)

報告事項①「稲美町地域公共交通活性化協議会財務規程について」

- ・理由・意見
 - Q. (予算) 第3条第3項 稲美町長に<u>提出</u>しなければならない (決算等) 第10条第3項 稲美町長に<u>送付</u>しなければならない とあるが、予算と決算で何か違いはあるのか
 - A. 差はないので、送付に統一しました

報告事項②「令和3年度 稲美町地域公共交通活性化協議会の役員について」

・理由・意見 特に無し

協議事項①「令和3年度 稲美町地域公共交通活性化協議会 収支予算書について」

- ・原案のとおり 承認する 17名承認しない 0名
- ・理由・意見 特に無し

協議事項②「稲美町地域公共交通計画策定業務の委託事業者の選定について」

- ・原案のとおり 承認する 17名承認しない 0名
- ・理由・意見 特に無し

協議事項③「稲美町地域公共交通計画策定業務委託仕様書(案)について」

・原案のとおり 承認する 17名承認しない 0名

・理由・意見

- Q.「14. その他 (3) 国及び県等への各種報告・資料提出<u>"の要請"</u>があった場合には・・・、」とした方がわかりやすいのではないか
- A. 同様の修正をしております。
- Q. 10. 秘密の保持において、記録媒体の(メモリー)の削除を入れなくても 良いか。
- A. 「10. 秘密の保持」、「11. 第3者への提供の禁止」、「14. その他(4)」のと おり、秘密の保持については明記されておりますので、データの削除ま では求めておりません。